

佐賀県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年十一月十二日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

神崎市脊振町広滝字蓬畑三五六一、三五六二、三五六四、三五六九のーから三五六九の五まで、三五六九の七から三五六九の二六まで、三五八一、三五八一の二、三五八三、三五八九の二から三五八九のー〇まで、三五八九のー二、三五八九の二五、三五八九の二七から三五八九の三四まで、三五八九の五二、三五八九の五三、三五九六から三五九八まで、三六〇六、三六〇八、三六〇九のー、三六〇九の二、三六一〇から三六一三まで、三六一五、三六一六、三六一六の五、三六一六の六、三六二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び神崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）